



宮 崎 県 公 報

平成28年4月7日(木曜日) 第2783号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………(財政課) 1

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託……………(総務課) 2
- 救急診療所の認定……………(医療業務課) 2
- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(国保・援護課) 2
- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定……………(") 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更……………(") 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の名称の変更……………(") 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の所在地の変更……………(") 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の休止……………(") 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の休止……………(") 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止……………(") 4
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(障がい福祉課) 4
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………(") 4
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定……………(") 4
- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(") 4
- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の所在地の変更……………(") 5
- 歳入の収納の事務の委託……………(こども家庭課) 5

- 有害興行の指定……………(こども家庭課) 5
- 民有林の保安林の指定予定(2件)……………(自然環境課) 5
- 民有林の保安林の指定(4件)……………(") 6
- 保安林の指定予定の通知(5件)……………(") 7
- 林業種苗生産事業者の登録……………(森林経営課) 8
- 道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 8
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 8
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(") 9
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………(") 9
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(") 9
- 歳入の徴収の事務の委託……………(都市計画課) 9
- 都市計画事業の変更の認可……………(") 9
- 歳入の収納の事務の委託(3件)……………(建築住宅課) 10
- 県営住宅の設置等の一部改正……………(") 10

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 11
- 大規模小売店舗の変更に関する届出(3件)……………(") 11
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(5件)……………(") 13
- 地区及び簿冊の認証(2件)……………(農村計画課) 14
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 14
- 基本測量の実施の通知……………(") 14
- 公共測量終了の通知……………(") 15
- 二級建築士免許の取消し……………(建築住宅課) 15

企業局企業管理規程

○企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程……………15

公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施について……………16

監査委員公告

- 定期監査及び随時監査の結果の公表……………17
- 行政監査の結果の公表……………17
- 監査結果に基づき講じた措置の公表……………17
- 包括外部監査の結果に関する報告の公表……………17

規 則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第54号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(平成28年宮崎県条例第19号)附則第3号に掲げる規定の施行期日は、平成28年11月22日とする。

告 示

宮崎県告示第 249号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県東京職員寮の利用料金	ジャパンプロテクション株式会社	平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで

宮崎県告示第 250号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
国民健康保険西米良診療所	児湯郡西米良村大字村所66番地 1

2 救急病院等の認定の有効期間

平成28年 3 月31日から平成31年 3 月30日まで

宮崎県告示第 251号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第 14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所所在地	名 称	所在地	
有限会社舞観奈	鹿児島県始良郡湧水町中津川 525 番地 3	みずほ調剤薬局	小林市真方 64 番地 6	平成28年 2 月 1 日
アドバンス株式会社	熊本県人吉市土手町37 番地	さくら調剤薬局高千穂店	西臼杵郡高千穂町大字三田井 506 - 1	平成28年 2 月 1 日

三浦誠志	児湯郡川南町大字川南 13614 - 8	まこと歯科医院	児湯郡川南町大字川南 13614 - 8	平成28年 1 月19日
アドバンス株式会社	熊本県人吉市土手町37 番地	さくら調剤薬局都城店	都城市大王町26街区15 号	平成28年 1 月 1 日
有限会社ふじファーマシー	日向市美々津町3872 - 5	しおはま調剤薬局	延岡市塩浜町 4 丁目17 35 番 2	平成27年 12 月29日
有限会社みずき薬局	西都市大字下三財3377 番地 3	有限会社みずき薬局	西都市大字下三財3377 番地 3	平成27年 11 月 1 日

宮崎県告示第 252号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第 14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所所在地	名 称	所在地	
医療法人社団聖山会	児湯郡川南町大字川南 18150 番地 47	川南病院ケアプラザセンター	児湯郡川南町大字川南 18150 番地 47	平成28年 1 月14日

宮崎県告示第 253号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所所在地	名 称	所 在 地
特定非営利活動法人いきいき会	東臼杵郡門川町須賀崎 4 丁目48 番地	いきいきデイサービス	東臼杵郡門川町須賀崎 4 丁目52 番地

合同会社 フェイス	東臼杵郡門川町門 川尾末9099-1	有料老人 ホームデ イサービ ス フェ イス	東臼杵郡門川町門 川尾末9099-1
--------------	-----------------------	------------------------------------	-----------------------

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
東臼杵郡門川町庵川西 5 丁目20番地	東臼杵郡門川町須賀崎 4 丁目52番地	平成27年 7月1日
日向市原町 3 丁目 1 - 5	東臼杵郡門川町門川尾末 9099-1	平成27年 11月23日

宮崎県告示第 254号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 ファイ企 画	都城市都北町5134 番地 3	居宅介護 支援事業 所すみれ	都城市都北町5134 番地 3

2 届出事項

居宅介護支援事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
居宅介護支援事業所つば さ	居宅介護支援事業所すみ れ	平成27年 12月10日

宮崎県告示第 255号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 ファイ企 画	都城市都北町5134 番地 3	居宅介護 支援事業 所すみれ	都城市都北町5134 番地 3

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市丸谷町1005番地	都城市都北町5134番地 3	平成27年 12月10日

宮崎県告示第 256号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利 活動法人い きいき会	東臼杵郡門 川町須賀崎 4 丁目48番 地	いきいきデ イサービス 絆	東臼杵郡門 川町加草 4 丁目86番地	平成27年 6月30日

宮崎県告示第 257号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利 活動法人い きいき会	東臼杵郡門 川町須賀崎 4 丁目48番	いきいき会 居宅介護支 援事業所	東臼杵郡門 川町須賀崎 4 丁目48番	平成28年 1月31日

地		地	
---	--	---	--

宮崎県告示第 258号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社みずき薬局	西都市大字下三財3378-6	有限会社みずき薬局	西都市大字下三財3378-6	平成19年 9月30日

宮崎県告示第 259号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地		
4550300224	放課後等デイサービス事業所 なかま	延岡市野地町 4 丁目3569番地 3	特定非営利活動法人 SUN クラブひまわり	延岡市野地町 4 丁目3535番地-1	平成28年 4 月 1 日	放課後等デイサービス
4551900030	放課後等デイサービス ふあくとりーくらぶ	東諸県郡国富町大字竹田1613番地 1	有限会社一期一会	東諸県郡国富町大字宮王丸 520番地	平成28年 4 月 1 日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 260号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地	名 称	所在地		
4520201213	共同生活援助事業所ゆいまーる	都城市志比田町 4988-11	社会福祉法人希親会	都城市志比田町 4988-10	平成28年 4 月 1 日	共同生活援助

宮崎県告示第 261号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
とだか調剤薬局	日南市	薬局	平成28年 4 月 1 日
しおはま調剤薬局	延岡市	薬局	平成28年 4 月 1 日
とまと薬局 都城店	都城市	薬局	平成28年 4 月 1 日

つばみ薬局 北方店	串間市	薬局	平成28年 4 月 1 日
訪問看護ステーション光	都城市	訪問看護	平成28年 4 月 1 日

宮崎県告示第 262号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
とまと薬局 都城店	都城市	薬局	平成28年 4 月 1 日

つぼみ薬局 北方店	串間市	薬局	平成28年 4月1日
-----------	-----	----	---------------

宮崎県告示第 263号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーション光	都城市	都城市若葉町50-14	都城市小松原町1141	平成28年 2月12日

宮崎県告示第 264号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委 託 し た 収 納 事 務	委 託 先	委 託 期 間
母子父子寡婦	地銀ネットワークサービ	平成28年 4 月 1 日か

福祉資金償還金	ス株式会社 国分グロウサーズチェーン株式会社 株式会社サークルKサンクス 株式会社しんきん情報サービス 株式会社スリーエフ 株式会社セコマ 株式会社セーブオン 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 山崎製パン株式会社 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ ミニストップ株式会社 株式会社ローソン	ら平成29年 3 月31日 まで
---------	--	---------------------

宮崎県告示第 265号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
27年-69	映画	変態芸術 吸いつく結合	山崎組 〈オービー映画〉	平成28年 3 月17日
27年-70	映画	汗ばむ美乳妻 夫に背いた昼下がり	城定組 〈オービー映画〉	
27年-71	映画	淫欲開花！ 魅惑のラブハウス	池島組 〈オービー映画〉	
27年-72	映画	華魂 幻影	渋谷プロダクション 〈渋谷プロダクション〉	
27年-73	映画	人妻Gスポット たまらない快感	愛染組 〈新東宝映画〉	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 266号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字吉野方字陰ノ平2878、字上鍵浦2885

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字陰ノ平2878・字上鍵浦2885（以上 2 筆について次の図に

示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 267号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字雑事敷7558-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字雑事敷7558-1 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 268号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字橋ノ元7227-24、7227-36
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字橋ノ元7227-24 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 269号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字滝ノ内4786-2、4786-5、4786-202、4786-206、4786-210
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 270号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町下三ヶ字瀬波 533-1 から 533-3 まで、533-5、533-6、534-2、540-ロ-乙、544、546-1、546-2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 271号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字椎谷己89-14
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 272号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町二股字二股亥 244-11、亥 244-12、字東谷亥 280-21
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字二股亥 244-11・亥 244-12・字東谷亥 280-21（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 273号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町五町字須ノ谷1542・1558（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1541-2、1543、1544、1545-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字須ノ谷1541-2・1542・1544・1545-3・1558（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、1543
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 274号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市田野町字上ノ原乙2754-2（次の図に示す部分に限る。）、乙2747、乙2752、乙2754-3、乙2759-4
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字上ノ原乙2747・乙2754-2・乙2754-3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、乙2752
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 275号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字森より北2027-1、2031-1、2031-2
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 276号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字荒谷山2097、字東十亀山2203-2、字西十亀山2226-1、字桑ヶ内山2256-6、2256-26
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 277号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成28年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1321	杉戸 隆行 日南市北郷町大字 郷之原乙1788番地 1	採取	幼苗の育 成	杉戸 隆行 日南市北郷町大字 郷之原乙1788番地 1
1322	株式会社石波林業 串間市大字市木 4 30番地	採取 ・精 選	幼苗の育 成・幼苗 以外の苗 木の育成	株式会社石波林業 串間市大字市木 4 30番地
1323	株式会社ロビンフ ッド 日南市北郷町大字 郷之原乙 504番地 1	採取 ・精 選	幼苗の育 成・幼苗 以外の苗 木の育成	株式会社ロビンフ ッド 日南市北郷町大字 郷之原乙 504番地 1
1324	甲斐 直史 延岡市北方町早上 巳1472番地	採取	幼苗の育 成	甲斐 直史 延岡市北方町早上 巳1472番地

宮崎県告示第 278号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年4月7日から平成28年4月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
414	県道	有水高 原線	西諸県郡高 原町大字後 川内字石ヶ 野2896番2 から同郡同 町同大字字 鳥原1693番 地先まで	旧	6.4～ 24.6	222.8
				新	11.8～ 26.5	220.5

宮崎県告示第 279号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年4月7日から平成28年4月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
414	県道	有水高 原線	西諸県郡高 原町大字後 川内字大迫 1433番1地 先から同郡 同町同大字 同字1489番 1地先まで	旧	6.8～ 16.8	209.9
				新	10.9～ 31.6	194.4

宮崎県告示第 280号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年4月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
延 岡 市	三足谷川	10-427-1-003	土 石 流
	三足谷川- 新①	10-427-1-003 -新①	土 石 流

	三 足	I - 1 - 1727	急傾斜地の崩壊
	三足-新①	I - 1 - 1727-新①	急傾斜地の崩壊
美 郷 町	尾沢 - 3 - 新①	II - 1 - 6995-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び所管の土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 281号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (溪 流) 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	三足谷川	10- 427- 1 - 003	土 石 流
	三足谷川-新①	10- 427- 1 - 003-新①	土 石 流
	三 足	I - 1 - 1727	急傾斜地の崩壊
	三足-新①	I - 1 - 1727-新①	急傾斜地の崩壊
美 郷 町	尾沢 - 3 - 新①	II - 1 - 6995-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び所管の土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 282号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成20年宮崎県告示第21号、平成20年宮崎県告示第 568号及び平成26年宮崎県告示第 613号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
美 郷 町	内の口谷川	09- 423- 1 - 038	土 石 流
	赤木谷川	09- 423- 1 - 039	土 石 流

	尾沢谷川1	09- 424- 1 - 004	土 石 流
	尾 沢 谷 川	09- 424- 1 - 005	土 石 流
	槇ノ鶴谷川	09- 424- 1 - 006	土 石 流
	下猪の原	I - 1 - 1275	急傾斜地の崩壊
	下猪の原1	II - 1 - 6841	急傾斜地の崩壊
	尾 沢 - 1	II - 1 - 6993	急傾斜地の崩壊
	尾 沢 - 2	II - 1 - 6994	急傾斜地の崩壊
	尾 沢 - 3	II - 1 - 6995	急傾斜地の崩壊
串 間 市	奴久見 1	II - 1 - 4737	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び所管の土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 283号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により平成26年宮崎県告示第 614号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 (溪 流) 番 号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串 間 市	奴久見 1	II - 1 - 4737	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 284号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成28年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

委 託 し た 徴 収 事 務	委 託 先	委 託 期 間
青島亜熱帯植物園 使用料	一般財団法人みやざき公園協会	平成28年3月26日から 平成30年3月31日まで

宮崎県告示第 285号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第1項の規定により、平成21年3月26日付け宮崎県告示第 230号による日南都市計画下

水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 28 年 4 月 7 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 施行者の名称
日南市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
日南都市計画下水道事業 日南公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和 33 年 9 月 13 日から平成 35 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
平成 21 年宮崎県告示第 230 号の事業地に次の区域を加える。
日南市星倉 1 丁目、星倉 2 丁目、星倉 3 丁目、星倉 5 丁目、今町 1 丁目、飫肥 2 丁目の各字の一部

宮崎県告示第 286 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成 28 年 4 月 7 日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
宮崎県日向土木事務所、延岡土木事務所及び西臼杵支庁管内の県営住宅に係る住宅使用料及び駐車場使用料	延岡日向宅建協同組合	平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第 287 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成 28 年 4 月 7 日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 289 号

県営住宅の設置等（平成 17 年宮崎県告示第 465 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 4 月 7 日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
名称	位置	名称	位置
[略]		[略]	
県営都農団地	[略]	県営都農団地	[略]
県営都農新町団地	児湯郡都農町大字川北 5521 番地 2		

委託した 収納事務	委託先	委託期間
宮崎県営住宅を明け渡した者が滞納している住宅使用料、駐車場使用料及び目的外使用許可使用料	ニッテレ債権回収株式会社	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第 288 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成 28 年 4 月 7 日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
県営住宅に係る住宅使用料及び駐車場使用料	地銀ネットワークサービス株式会社 国分グローサーズチェーン株式会社 株式会社サークルKサンクス 株式会社しんきん情報サービス 株式会社スリーエフ 株式会社セコマ 株式会社セーブオン 株式会社セブソーイ レブン・ジャパン 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ ミニストップ株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

[略]

[略]

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイレックス新大塚店
宮崎市大塚町迫田 266番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ケイエル・リース&エステート株式会社 代表取締役 湯川則之
東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年11月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,726㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物南東側 79台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側、南側 120㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側、南側 28.78㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時00分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 敷地東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成28年3月22日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年4月7日から平成28年8月8日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成28年4月7日から平成28年8月8日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ綾店
東諸県郡綾町大字南俣字郷鳴 180
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
J A三井リース建物株式会社 代表取締役社長 保崎隆行
東京都中央区銀座八丁目13番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）J A三井リース建物株式会社 代表取締役社長 春原博
東京都品川区東五反田二丁目10番2号
（変更後）J A三井リース建物株式会社 代表取締役社長 保崎隆行
東京都中央区銀座八丁目13番1号
- 4 変更の年月日
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所
平成28年1月4日
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
平成27年6月25日
- 5 変更する理由
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所
本店移転のため
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
代表者変更のため
- 6 届出年月日
平成28年3月17日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

<p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成28年4月7日から平成28年8月8日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成28年4月7日から平成28年8月8日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成28年4月7日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームワイド高千穂店 西臼杵郡高千穂町大字三田井字吾平原 403-2</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号</p> <p>4 変更の年月日 平成26年5月22日</p> <p>5 変更する理由 代表者交代のため</p> <p>6 届出年月日 平成28年3月23日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所</p>	<p>宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成28年4月7日から平成28年8月8日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成28年4月7日から平成28年8月8日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成28年4月7日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームワイド高千穂店 西臼杵郡高千穂町大字三田井字吾平原 403-2</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号</p> <p>3 変更しようとする事項 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 午前9時から午後9時まで (変更後) 午前7時から午後9時まで</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前8時30分から午後9時30分まで (変更後) 午前6時30分から午後9時30分まで</p> <p>4 変更する年月日 平成28年3月24日</p> <p>5 変更する理由 営業施策のため</p> <p>6 届出年月日 平成28年3月23日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間</p>
---	---

平成28年4月7日から平成28年8月8日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成28年4月7日から平成28年8月8日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス郡元店

都城市郡元町 209番地 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成28年2月17日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年4月7日から平成28年5月9日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス沖水店

都城市太郎坊町1890番 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成28年2月17日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課

、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年4月7日から平成28年5月9日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス蓑原店

都城市蓑原町8555 外6筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成28年2月17日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年4月7日から平成28年5月9日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年4月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

生活協同組合コープみやざき花線店

都城市花線町18号1～6番

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗の名称並びに大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成28年2月19日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年4月7日から平成28年5月9日まで

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
生活協同組合コープみやざき花繰店
都城市花繰町18号1～6番
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 2 項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更
平成28年 2 月19日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年 4 月 7 日から平成28年 5 月 9 日まで

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成28年 4 月 7 日

- 1 地籍調査を行った者の名称
西臼杵郡五ヶ瀬町
- 2 地籍調査を行った期間
平成24年 5 月 1 日から平成26年 3 月13日
- 3 地籍調査を行った地域
五ヶ瀬町（大字三ヶ所の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日
平成28年 3 月28日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間
平成23年 7 月 1 日から平成25年 3 月 5 日
- 3 地籍調査を行った地域
延岡市北浦町三川内の一部
- 4 認証年月日
平成28年 3 月28日

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成28年 4 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-27)第 13232号	サンユウ技巧(株)	釈迦郡 学	宮崎県宮崎市佐土原町下那珂2942-120	一般	防水工事業	平成28年 2 月 5 日付けで廃業した旨の届け	平成28年 2 月 5 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第7081号	(有)丸晶	鈴木 誠児	宮崎県宮崎市佐土原町下那珂2600-1	一般	建具工事業	平成28年 2 月 2 日 "	平成28年 2 月 2 日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第 12765号	サングリーン・エコ事業(同)	今村 誠	宮崎県宮崎市大字小松1273	一般	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	平成28年 2 月 26日 "	平成28年 2 月26日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第 13159号	睦空調	堀田 隆一	宮崎県延岡市出北3-34-9	一般	屋根工事業、板金工事業	平成28年 2 月 26日 "	平成28年 2 月26日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-25)第 13225号	(株)エコタウン宮崎	柴田 博文	宮崎県宮崎市吉村町大町甲1993	一般	建築工事業、とび・土工事業、ほ装工事業、造園工事業	平成28年 2 月 12日 "	平成28年 2 月12日 (全廃業)

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基

本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成28年4月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」及び「国土広域情報」修正測量）
- 2 作業地域
県内全域
- 3 作業期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2712号により公告した公共測量（基準点測量・現地測量・路線測量）が平成28年3月22日終了した旨、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から通知があった。

平成28年4月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

建築士法（昭和25年法律第 202号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成28年4月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 免許の取消しをした年月日
平成28年3月25日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
白石 武義
二級建築士
宮崎県知事登録第 698号
- 3 免許の取消しの理由
法第8条の2の規定により、二級建築士死亡等届が提出された。

企業局企業管理規程

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成28年4月7日

宮崎県企業局長 関 師 雄 一

宮崎県企業局企業管理規程第4号

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（資金前渡できる経費の指定）</p> <p>第53条 令第21条の5第1項第15号の規定により資金の前渡ができる経費は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（12） [略]</p> <p>（概算払できる経費の指定）</p> <p>第59条 [略]</p> <p>（契約保証金）</p> <p>第89条 [略]</p> <p>2 前項の契約保証金は、次の各号の一に該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 自治令第 167条の5及び第 167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合又はこれら以外の者と随意契約を締結する場合において、その者が過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（工事請負契約等でその工期が2箇年を超えるもの）にあっては、完成期日が過去2箇年の間にあるものを2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>（4）～（8） [略]</p> <p>（履行遅滞）</p>	<p>（資金前渡できる経費の指定）</p> <p>第53条 令第21条の5第1項第15号の規定により資金の前渡ができる経費は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（12） [略]</p> <p><u>（13） 外国に所在する金融機関への送金により支払う経費</u></p> <p>（概算払できる経費の指定等）</p> <p>第59条 [略]</p> <p><u>2 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額の確定後、速やかに当該概算払を受けた者に精算をさせなければならない。</u></p> <p>（契約保証金）</p> <p>第89条 [略]</p> <p>2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 自治令第 167条の5及び第 167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合又はこれら以外の者と随意契約を締結する場合において、その者が<u>契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人</u>と種類及び規模をほぼ同じくする契約（工事請負契約等でその工期が2箇年を超えるもの）にあっては、完成期日が過去2箇年の間にあるものを2回以上にわたって締結し、これらを<u>全て</u>誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>（4）～（8） [略]</p> <p>（履行遅滞）</p>

第97条 [略]

2 前項の損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、年 2.9パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。

3 [略]

(履行期限延長の手続等)

第 199条 [略]

2・3 [略]

4 第 2 項本文の延納利息の率は、年 2.9パーセント（この場合における年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不適當である場合は、この率を下る率によることができる。

5 [略]

第97条 [略]

2 前項の損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第 256号）第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。

3 [略]

(履行期限延長の手続等)

第 199条 [略]

2・3 [略]

4 第 2 項本文の延納利息の率は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が決定する率（この場合における年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不適當である場合は、この率を下る率によることができる。

5 [略]

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 4 号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成28年4月7日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	1号警備業務	平成28年7月4日（月）から 7月14日（木）まで	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号）第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する

規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でもよいこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
1号警備業務	平成28年5月23日（月）から6月3日（金） まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。ただし、郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2 の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
新規取得講習	1号警備業務	47,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。

(2) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)である。

監査委員公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき平成27年12月から平成28年3月までの間に実施した監査(定期監査)の結果並びに同条第1項、第2項及び第5項の規定に基づき平成27年9月から平成28年1月までの間に実施した監査(随時監査)の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成28年4月7日

宮崎県監査委員 高 橋 博
宮崎県監査委員 若曾根 隆 志
宮崎県監査委員 黒 木 正 一
宮崎県監査委員 松 村 悟 郎

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき平成27年10月から平成28年2月までの間に実施した行政監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成28年4月7日

宮崎県監査委員 高 橋 博
宮崎県監査委員 若曾根 隆 志
宮崎県監査委員 黒 木 正 一
宮崎県監査委員 松 村 悟 郎

平成28年1月7日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知

事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成28年4月7日

宮崎県監査委員 高 橋 博
宮崎県監査委員 若曾根 隆 志
宮崎県監査委員 黒 木 正 一
宮崎県監査委員 松 村 悟 郎

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人高妻和寛から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成28年4月7日

宮崎県監査委員 高 橋 博
宮崎県監査委員 若曾根 隆 志
宮崎県監査委員 黒 木 正 一
宮崎県監査委員 松 村 悟 郎

--	--